時事新報

第三千七百七十八號　明治廿六年十月五日　木曜日　（乙亥）

新聞紙第巳八月廿六日

（西暦一千八百九十三年）

時事新報は毎月八回乃至十二回にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　弐錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　金壱圓四拾五錢○六箇月　前金弐圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前●　一旦受取りたる前金は凡て遞賃を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

日本國内並に朝鮮國京城仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

一　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

二　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

三　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

四　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

五

時事新報廣告料（箱金）

一行五段活字四字詰	一日限一日以上七日以上
一行　二	付十三錢十一錢十錢宛

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し因て吾人は知らず寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

會社株式の投機賣買

近來諸會社にては頻りに經費節減の法を講じて冗員を除き冗費を省き以て大に引締めんとするもの少なしと雖も極力の次第なれども イヤモ取敢へず役員の体給に着目して之を減ずるの方針に出づるもの多き は知らず會社の爲めに行策なるや否や一考の價ある可し節減の結果として体給に影響するは亦是非もなきみとにして若しも之に不滿を抱くの役員あらば速に職を辭して可なり會社は強ひて其留まるを願はず他に幾多の人あり決して事に欠く所なしとは蓋し節減を加ふる者の意なるらんと雖も不滿の役員果して見込通りに罷職すれば如何ぞ未だ然る可き方向もなければとて不満ながらも依然として其地位を動かざる者は之を如何ぞ役員として器械的の死物ならしめざるべからざるなり自から使用の法もあるべしと雖も元是れ有生の動物なれば其不滿は何處に現はれ事務の上にも影響向を生ぜざるは實際に於て免るる可らず例へば婢僕に對しても待遇その宜しきを得ざれば不思議に大切なる器物の多く破損するが如く人々の日常にも屢々あるみとならん傍に在りて斷へず注意するも猶は且つ然り況して會社の株主が遠方にありて役員を監督するに於てをや其体給は減じ得たりとするも爲めに失ふ所は必ずや大小相償はざるものあり可し經濟の巧なるものと云へども可らざるのみか役員は其會社の株券を弄んで投機を試るの弊も或は此過の非情より生ずるものあり如し体給少なければ之に準じて各自の私に質素倹約を守るみを役員たる者の心懸にして各自の當の順序なれども因左樣の譯にも往かざるよりして止むを得ず投機によりて不足を補はんとする窮餘の窮策なる可し又或は爰に一歩を進め其投機の盛なるに至りては更に規模を大にし役員等が會社より受取る可き給料の如きは殆んど之を度外に置て多少を問はず其實質を執りながら投機一偏以て不思議の大利益を獲せんとする者なきに非ず抑も會社の内情を知る者は役員より明なるはなし當に之を知りて明なるのみならず種々の事情を製造して以て株の價を高低せしむるも亦敢て難しとせざる所なれば役員にして一旦自家の會社の株券相場に手を出すときは高きにあらず低しとて其の低きにあらず一高一低恰も其掌中に弄ぶべきが如しと雖も其掌中に弄ぶられて會社の爲めに必ずしも親切なならざるは夜た怪むに足らず此頃の株式界を見るに軽た此邊の冠なき能はざる事共多くして實に不安心の至りと云はざるを得ず必竟かゝる情勢を來たす所以は株主等が役員の体給に客なるを同時に其役員をして投機の運動を恣にせしむるに由るみなれば体給の如きは人物相應に投けて不自由なからしめ一方に於て株券投機の事を厳重に禁止し直接に間接にも規律を破らざる樣注意するみを策の得たるものなる可し他の會社の株券を賣買するは素より此限にあらず投機思惑の勝手次第なりと雖も自家の會社の株券に就き見込を以て之を買ふ者あらば其買取したる株券をば役員株と稱するものに等しく都て之を會社に預りて封するが如き方策なる可し或は表面に斯る規律を作るも色色に他の名義を利用すれば實際の投機賣買を行ふに幼なしとの説もあらんなれども株主の注意を需にして事の内實を探り苟も會社の役員たる者は目前の利害の爲めに私に其會社の株券を買賣す可らず此風儲を破の爲めに役員の資格に背く者なりとして諸會社一般の輿論を成すに至れば實際に多少の影響なきを得ず兎に角に我輩は今日諸會社の内情を觀察し其株式の投機賣買に付て は役員の不徳不取締株主の不注意を警しむる者なり

雜報

○商品取引所の設立と物品の沿革（前號の續）

綿絲　の盛に府下に輸入し始めたるは實に近年にして明治十年○頃には大坂及府下の王子より輸入するもの

輸入綿糸	七三、七六二	個
輸出	六六、三八六	個
合計	一三七、五四八	個

の値に八百個内外に過ぎざりしが其後紡績事業の發達と共に近年其額を増進し十數年を出ずして遂に今日の如き盛況を呈するに至れり其輸入綿糸の姑く府下に入りしは近今より其額を増し明治十七八年の交に至りては質に其額を増進なるに引き換へ紡績絲の爲めに稍其輸入を減じ萬俵を下らざる輸入の爲めに幾分の減少を見るに至れり而して